

《平成 29 年度第 1 回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日 時 平成 29 年 7 月 5 日（水） 15:00～17:10
- 2 場 所 帯広市役所 議会棟 3 階 全員協議会室
- 3 出席者 ■情報審査会
 - ・千々和会長 ・岡崎委員 ・下野委員 ・岩倉委員 ・三井委員■情報審査会事務局
 - 総務部行政推進室
 - ・山崎総務部長 ・廣瀬行政推進室長 ・松原主幹 ・中橋副主幹
 - ・浅野主任 ・持田主任補 ・松平主任補■諮問事項担当部
 - ・ 3 名

《議事概要》

- 1 平成 28 年度情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況について

【事務局】 平成 28 年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について報告

- (1) 平成 28 年度利用件数報告

<情報公開制度>

- ・開示請求件数 29 件 うち取下げ 5 件（H27 年度から 6 件減）
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示 11 件、一部開示 11 件、非開示 2 件（うち不存在 1 件 審議検討情報 1 件）
- ・開示率 95.7%
- ・実施機関別内訳 市長 26 件 選挙管理委員会 1 件 公営企業管理者 1 件 議会 1 件 その他 0 件
- ・昨年度は、過去 10 年間で最も少ない請求件数
- ・請求者数 19 人
- ・決定に要した期間の平均 10.4 日
- ・不服申立て件数 1 件

<個人情報保護制度>

- ・開示請求件数 11 件（H27 年度と同数）
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示 3 件、一部開示 4 件、非開示 4 件（うち不存在 4 件）
- ・開示率 100%
- ・実施機関別内訳 市長 11 件 その他 0 件
- ・請求者数 10 人
- ・決定に要した期間の平均 8.9 日
- ・不服申立て件数 0 件

(2) 平成 29 年度利用状況報告

平成 29 年 7 月 3 日現在

<情報公開制度>

- ・公文書開示請求件数 13 件（昨年同時期と比較して 6 件増）

<個人情報保護制度>

- ・個人情報開示請求件数 3 件（昨年度同時期と比較して 1 件減）

【会長】年度によって利用件数の変動はあるが、近年の請求内容の特徴的な変化はあるか。例えば、10 年前と比べるとどうか。

【事務局】特定の課題に対する開示請求が少なくなった。件数自体も 10 年前と比べて減少しているが、市の情報公開に対する姿勢が開けてきて、市が HP など公表している情報量が増加していることが、近年の情報公開制度における変化の 1 つであると考えている。また、個別の請求内容の傾向の特徴としては、大きく変化はない。

【委員】資料で、昨年度の情報公開制度の不服申立て件数が 0 件との記載があるが、誤植で間違いはないか。

【事務局】ご指摘のとおりである。不服申立ては 1 件である。申し訳ない。

【会長】先ほどの事務局からの説明にもあったが、ネット環境があれば、HP など知りたい情報が確認できる場合もある。また、HP を確認後その情報の元となっている公文書が見たい、ネット環境がないなど開示請求に際して、様々な動機が考えられる。実際に、開示請求書の受付時には、開示請求者と担当者は、いろいろなやり取りをしているのか。個人が特定できる内容を除いて、現場でのエピソードを聞きたい。

【事務局】一般的な話として、市の行政運営について疑問を抱き、公文書を実際に見たいと、情報開示を求める場合が多い。あとは、純粋に情報を知りたいという請求者である。まずは、文書を保有する担当課の職員を開示請求の受付時に同席させ、行政推進室の窓口担当職員は、第三者的な立場で来庁者のお話をお伺いしている。もちろん、情報の開示が必要な場合は開示請求を受け付けるが、案件の中身について市の考え方を、来庁者に説明することも多い。

【会長】現在は、原則として公文書は公開となっているが、制度が導入前に入庁した職員などには、事務で日ごろ使用している公文書が、公開対象となることへの緊張感などの意識の変化はあるか。

【事務局】10 年前には、情報公開制度に対する抵抗感が一部の職員の間に残っていたように感じていた。しかし、現職の職員にそのような感覚はなく、情報公開制度に対する意識の改善は進んでいる。しかし、公開する情報の中身について、慎重な検討が必要となることから、職員は緊張感をもって業務に当たっている。

(以降、個人情報を含んだ審議のため、報道関係者退席)

2 諮問第1号 公文書非開示決定処分に係る審査請求について（以下要点のみ記載）

(1) インカメラ審議の申し出

- ・委員からインカメラ手続の求めがあり、事務局より公文書を配付した。

(2) 諮問事項担当課から事実の陳述

- ・平成29年2月初旬にH29年度当初予算中、市長査定の対象となっている約90事業の査定状況の分かる資料について開示請求がなされた。
- ・平成29年2月中旬に、実施機関は、対象文書を開示することで、予算編成中に外部からの干渉を受け、率直な意見の交換及び市の意思決定の中立性を不当に損なうおそれがあり、かつ、対象文書の記載内容は未成熟な情報であるため、市民に誤解や憶測を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあるとし、帯広市情報公開条例第7条第4号（審議検討情報）の非開示情報に該当すると判断して、全部非開示決定を行った。

(3) 審議

- ・本件の結論に至るために必要な論点を整理し、本件の処分内容に対する検討は次回の審査会で行うこととした。

※審査請求に関する事項のため、諮問第1号の審議及び資料については非公開とし、本議事概要においても詳細は記載しない。

以 上